

## 当院における身体的拘束最小化の取り組みについて

2026年5月

総合心療センターひなが 院長

### 1.身体的拘束に対する方針

当院では、車椅子の安全ベルト、介護服、ミトン、4点柵等の身体的拘束は、患者さんの生命または安全確保のためにやむを得ない場合を除き行いません。

\*精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による身体的拘束は除きます。

### 2.身体的拘束最小化チームの設置

当院では身体的拘束最小化チームを設置し、身体的拘束の予防および最小化に取り組みます。チームは医師、看護師、認定看護師、精神保健福祉士、薬剤師、医療安全管理者、看護部長など多職種で構成します。

### 3.身体的拘束最小化チームの活動

#### (1) 身体的拘束最小化に向けたラウンドの実施

身体的拘束の実施状況や療養環境を確認し、代替方法の検討を行います。

#### (2) 身体的拘束最小化に向けたカンファレンスの実施

身体的拘束を実施している患者さんについて、多職種で以下の内容を検討します。

- ① 3原則（切迫性、非代替性、一時性）の適合性確認
- ② 身体的拘束以外の代替方法の検討
- ③ 患者への弊害、早期解除に向けたリスクを評価
- ④ 精神症状や身体状態に応じたケア方法の見直し
- ⑤ 患者さんの尊厳や心理的苦痛への配慮

#### (3) 院内研修の開催

入院に関わる職員対象に年2回身体的拘束最小化研修を行います。

#### (4) 実施状況の共有

身体的拘束実施率の推移を院内で共有します。